

エフピコ環境基金 2020年度募集要領



1. エフピコ環境基金について

1990年に6ヶ所のスーパーマーケットの店舗に使用済み食品トレー回収ボックスを設置したことからスタートしたエフピコ方式のリサイクルは、スーパーマーケットなどのユーザー及び消費者の皆様のご理解・ご協力をいただき、2020年3月時点で回収拠点が9,300ヶ所を超えました。この当社の自主的な取り組みは、1997年に施行された容器包装リサイクル法に基づく分別・収集の仕組みと合わせて、使用済み食品トレーを資源として有効利用する社会インフラとして定着しております。

近年クローズアップされている海洋プラスチックごみ問題及び気候変動をはじめとする環境問題は、様々な要因が複雑に絡み合い、一企業の活動だけでは解決にならず、各企業・団体が一丸となって対処すべき課題であると考えております。

については、持続可能な社会を実現するため、2020年度よりエフピコ環境基金を創設し、これらの社会的課題の解決をテーマに活動する団体へ助成をすることと致しました。

2. 助成対象

(1) 助成対象活動

環境の保全を図る活動(研究・教育を含む)

(2) 助成対象団体

日本国内に拠点をもち、以下の条件を満たす団体とします。

- ① 特定非営利活動法人(NPO法人)、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人
- ② 大学、高等学校、高等専門学校
- ③ 地方公共団体

(3) 助成対象外となる団体

- ① 営利を目的とする団体・事業
- ② 宗教上・政治上の主義を推進、支持し、又はこれに反対することを目的とする団体・事業
- ③ 暴力団、暴力団員、暴力団関係者他、反社会的勢力等と交際、関係がある団体
- ④ 活動実績が1年に満たない団体
- ⑤ 個人事業主
- ⑥ その他、当社がふさわしくないと判断したもの

3. 助成金額及び助成期間

(1) 助成金額

1案件当たり上限100万円

(2) 助成期間

2020年10月1日～2021年3月31日

申請された活動内容・予算内容を精査の上、助成金額を決定いたします。

助成の継続を希望される団体は、最大3年まで継続申請が可能です。

エフピコ環境基金 2020年度募集要領

4. 助成対象となる費用

(1) 助成対象となる費用は、活動や事業に必要な経費のうち、以下の項目とします。

- ①人件費(助成金額の30%を上限とします)
- ②旅費・交通費・宿泊費
- ③機材及び備品費
- ④会議費・通信費
- ⑤業務委託費
- ⑥その他経費

(2) 以下の項目については、助成対象外とします。

- ①活動実施時以外の飲食代
- ②専門性を伴わない作業の外部委託費
- ③マスコミ広告費用
- ④その他、当社が助成対象として不相当であると判断する費用

5. 選定方法・選考結果

(1) 選定方法

助成対象となる活動は、エフピコ環境基金事務局による一次審査、社外有識者を含む審査委員会による二次審査を経て決定されます。
審査過程において、申請された活動内容についての問い合わせや、活動内容に関するプレゼンテーションの依頼を行うことがあります。

(2) 選定基準

以下の基準に基づき、評価選定を行います。

- ①持続可能な社会の構築に貢献する活動であるか。
- ②地域に密着した活動であるか。
- ③人々の環境教育に関わる活動であるか。
- ④一過性ではなく、継続性があるか。
- ⑤計画や予算が活動に見合ったものであるか。

(3) 審査委員会

(委員長)末吉 竹二郎 株式会社エフピコ 独立社外取締役
(委員)佐藤 守正 株式会社エフピコ 代表取締役社長
(委員)浅利 美鈴 京都大学大学院地球環境学堂准教授

(4) 選考結果

選考結果につきましては、2020年8月末までに連絡します。
不採択の理由等につきましてはお知らせ致しません。

6. 応募方法

(1) 募集期間

2020年4月1日～2020年6月30日

(2) 提出書類

助成申請書(HP掲載のフォームをご使用ください)、団体規約、役員名簿、前年度の決算書

(3) 提出方法

エフピコ環境基金事務局宛まで、Eメールで提出してください。

e-mail:fp-kankyokikin@fpco-net.co.jp

7. 助成の流れ

(1) 助成契約の締結

助成を受ける団体は、当社所定の契約書にて助成契約を締結いただきます。

(2) 助成金の支払い①

助成契約締結後、助成金額の2分の1を支払います。

(3) 報告書の提出

助成期間中の活動について、報告書(4月末)を提出いただきます。

当初の計画より変更点がある場合は、理由、変更点を報告してください。

(4) 助成金の支払い②

提出いただいた報告書・領収書を精査し、未払い分の助成金額を確定後、支払いを行います。

なお、報告書・領収書記載の金額に不備がある場合、申請金額全額の支払いができないことがあります。

(5) 助成金の返還について

以下の基準に該当する場合、助成金の返還を要請する場合があります。

- ・助成金を申請された事業内容以外に使用したとき
- ・活動報告書を活動終了後3か月以内に提出しないとき
- ・事業期間内に助成金を使用できなかったとき

8. その他

(1) 個人情報の取り扱い

申請者および採択者の個人情報については、本助成選考および助成の目的にのみ使用し、第三者へ提供・預託することはありません。また、採択者の氏名・団体名・活動内容等を、当社関連の印刷物やホームページに公開させていただく場合があります。

(2) お問い合わせ

エフピコ環境基金事務局

〒163-6036

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号新宿オークタワー36階

e-mail:fp-kankyokikin@fpco-net.co.jp